

Ⅲ 計画の基本理念と基本的な考え方等

1. 計画の基本理念

男女共同参画社会の実現は、性別に捉われず、すべての人が個人として尊重され、その個性と能力を対等に発揮することにつながるとともに、女性の社会進出による活力の創造や積極的な地域活動への参加によるコミュニティの形成等、まちづくりに欠かせない要素の充実・創出にもつながります。

また、本市の最上位計画である「第四次宜野湾市総合計画」においては、『人がつながる 未来へつなげる ねたて[※]のまち宜野湾』を将来都市像に掲げ、「市民と行政が協働するまち」をはじめ6つの基本目標のもと、まちづくりを推進しています。

このように、市民一人ひとりの活躍を展望し、わが県の中心地として発展していこうという願いを込めた将来像の実現には、本計画が推進する男女共同参画社会の実現が不可欠です。

そこで、本計画においては、男女がともにひとりの人間として尊重され、多様な場面で活躍していく姿を展望し、「性別や世代を越えて 共に輝く男女共同参画都市ぎのわん」を基本理念に掲げ、その実現に向けた方策を位置づけます。

【基本理念】

性別や世代を越えて共に輝く男女共同参画都市ぎのわん

※本市における“ねたて”とは

「ねたて」とは古謡「おもろそうし」に表された言葉で、「物事の根元」または「共同体の中心」を意味します。沖縄コンベンションセンターを中核として、人・物・情報が国際的な次元で出入りする本市は、沖縄県の中核的役割を担う都市として成長発展しており、21世紀をリードする沖縄県の中核都市としての役割を意識したまちづくりを進めることを位置づけている。（第四次宜野湾市総合計画基本構想）

2. 計画の基本方針

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

目指したい宜野湾市の姿（各主体と目的意識を共有するために）

- 性別に関わらず、一人ひとりの違いや個性を認め合う意識が当たり前となっています。
- 市のホームページや男女共同参画支援センター等を通じて、誰もが気軽に男女共同参画に関する取り組みを知ることができます。

【指標及び目標値】

評価指標	現状（R1）	目標値
社会全体で男女の地位が「平等」と回答する者の割合	全体：14.8% 男性：20.3% 女性：11.6%	30%
「男女共同参画計画-はごろもぷらん-」の認知（「内容も良く知っている」+「内容は少し知っている」の割合の合計）	6.0%	20%
宜野湾市男女共同参画条例の制定	条例案 作成済み	制定
ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への参加者数	440人	800人
ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への男性参加者の割合	21.3%	30%

基本方針

男女がともに社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくためには、「男は〇〇、女は〇〇」といった言葉に象徴される固定的な役割分担意識に捉われることなく、一人ひとりがそれを意識し、行動することが必要です。

そこで、男女共同参画社会の実現を目指すため、様々な媒体や機会を通じた市民への意識啓発に取り組むとともに、幼いころから性別による役割分担意識を植え付けないような学校教育・保育現場での男女平等教育を推進します。

(2) 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現

目指したい宜野湾市の姿（各主体と目的意識を共有するために）

- セクシャル・マイノリティについての理解が深まり、偏見や差別のない地域となっています。
- 多文化交流や平和学習等を通じて、人権や多様性等を学ぶことができます。

【指標及び目標値】

評価指標	現状（H30）	目標値
「両親学級」への父親の参加率	37.7%	35%

基本方針

男女が互いの身体的性差に捉われず、生涯を通して健康で安心して暮らしていくためには、互いの性を人権の視点から認め合い、広い視野を持って生命の尊厳に対する理解と意識を高めていくことが求められます。

このようなことから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発を図るとともに、ライフステージに応じた性教育や健康支援等、男女がお互いの性を尊重し協力し合えるまちの実現に向け取り組みます。また、平和や国際協力・貢献への理解を深めていくことで、人権尊重の視点に立ち、人種や性、宗教、価値観などの違いを尊重するといった多様性を認め合う社会（誰も排除されることのない社会）の構築に取り組みます。

(3) DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進

目指したい宜野湾市の姿（各主体と目的意識を共有するために）

- 不安や悩みに関して安心して相談できる場があります。
- DV や性暴力等を見逃さず、困難な状況にある市民を支える地域となっています。

【指標及び目標値】

評価指標	現状（R1）	目標値
身近なDV 被害者に対して「何もできなかった」と回答する者の割合	28.4%	10%
DV 等に関する相談件数	181 件 (H30)	200 件

基本方針

近年、配偶者等からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談は増加傾向にあり、その被害者の多くは女性であるという現状があります。配偶者やパートナー、恋人などの親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害であり、犯罪にもつながる行為です。

そこで、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や暴力防止のための意識啓発に取り組むとともに、相談支援の充実、関係機関との連携による被害者支援体制の強化等に取り組み、暴力の根絶に向けた取り組みを推進します。

(4) 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり

目指したい宜野湾市の姿（各主体と目的意識を共有するために）

- 行政、教育関係者、事業者等が連携することで、性別にかかわらず、一人ひとりが自分らしく生きられる社会となっています。
- 男女が働きやすい環境とともに、家庭や地域、教育、政治など様々な分野において男女がともに参加できる社会となっています。

【指標及び目標値】

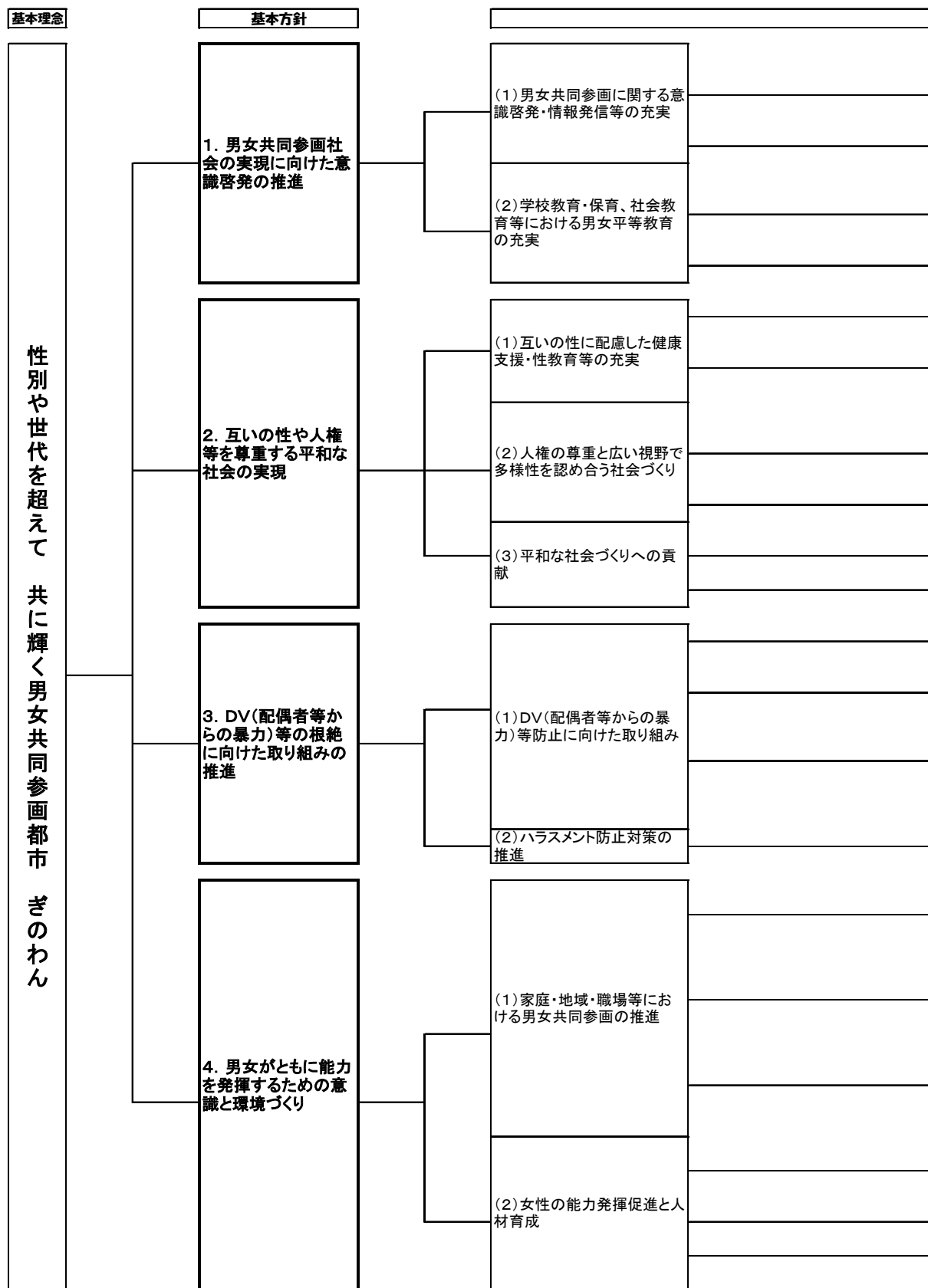
評価指標	現状（R1）	目標値
男性の家事時間（平日1日あたり）	48.1分	60分
市男性職員の育児・介護休業取得人数（延べ人数）	9人 (H26～30)	20人 (H27～R6)
//（割合）	10.3% (H30)	13%
自治会長に占める女性の割合	26.0%	30%
市議会議員に占める女性の割合	3.8%	30%
市管理職に占める女性の割合	24.7%	30%
市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合	35.5%	40%～60%

基本方針

男女がともに協力し合い、自立した社会生活を送るためには、家庭や地域、職場等のあらゆる場面で男女共同参画を推進し、自身が持つ能力を最大限発揮できる仕組みや環境づくりが必要です。また、女性が多様な場面で活躍するための能力向上支援や人材育成も重要です。

このようなことから、男性の長時間労働の是正並びに家事・子育てへの参加促進や、保育・育児及び介護サービスの充実、地域活動への参加促進、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発等に積極的に取り組み、家庭や地域、職場等のあらゆる場面で男女が活躍できる意識と環境づくりを進めるとともに、それらをけん引する人材育成や能力向上支援に取り組みます。

3. 施策の体系



具体施策

1) 効果的な広報・啓発の推進	①「市報ぎのわん」を通じた幅広い市民への情報発信	1 P25
	②市ホームページにおける情報発信の充実	2 P25
	③本計画の周知	3 P25
	④「男女共同参画都市宣言」の周知及び「男女共同参画条例」の制定	4 P25
	⑤男女共同参画支援センターふくふく等の周知及び利用促進	5 P25
2) 様々な機会を活用した効果的な啓発活動の実施	①講座等の開催	6 P26
	②男女共同参画週間の取り組み推進	7 P26
1) 男女共同参画意識の浸透を図る教育の推進	①男女共同参画を推進する学校教育・保育の環境づくり	8 P29
	②総合学習の時間等における男女共同参画の啓発	9 P29
	③性別に捉われないキャリア教育の推進	10 P29
	④男女混合名簿の継続	11 P29
	⑤保護者等への意識啓発の推進	12 P29
2) 社会教育における学習機会の確保	①生涯学習関連講座における学習機会の確保	13 P30
	②男女共同参画に関する資料等の収集・公開	14 P30
1) 性と生殖に関する自己決定権の尊重	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	15 P32
	②健康相談等の機会を通じた家族計画のアドバイス実施	16 P32
	③リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を踏まえた相談対応	17 P32
2) ライフステージに応じた性教育・保健対策の推進	①発達段階に応じた性教育・思春期教育の充実	18 P32
	②こころとからだの健康づくりの推進	19 P32
	③妊娠・出産等に関する健康支援	20 P32
1) 人権の尊重に係る啓発教育	①人権に係る各種啓発活動の実施	21 P33
	②学校における人権教育の推進	22 P33
	③メディア・リテラシーの推進	23 P34
	④多様な性を尊重する意識の啓発	24 P34
	⑤申請書等の不要な性別欄の削除	25 P34
2) 多様な文化と触れ合う各種国際交流事業等の推進	①各種国際交流事業の推進による異文化理解とネットワーク構築	26 P34
	②男女共同参画に関する国際的な動向の把握・周知	27 P34
1) 平和の継承と発信	①平和啓発イベントの実施	28 P35
	②宜野湾市平和学習派遣事業の継続実施	29 P35
	③学校における平和学習の推進	30 P35
2) 基地被害の除去による平和な暮らしの実現	①基地被害の除去に向けた取り組みの推進	31 P36
1) 多様な媒体による効果的な広報・啓発の推進	①あらゆる暴力を防止するための啓発	32 P39
	②関係法令等の周知徹底	33 P39
2) 相談体制の充実	①相談体制の充実	34 P39
	②相談員のスキルアップ支援	35 P39
	③相談窓口の周知	36 P39
3) 被害者支援体制の充実	①通報・通告義務の周知	37 P40
	②児童虐待の早期発見・対応の充実	38 P40
	③地域コミュニティの強化による早期発見・対応の充実	39 P40
	④被害者情報保護の支援措置	40 P40
	⑤一時保護施設との連携	41 P40
	⑥DV被害者等の転居支援	42 P40
	⑦加害者への対応	43 P40
	①職場におけるセクハラ、パワハラ、モラハラ等防止に向けた意識啓発	44 P42
②様々な機会を通じた市民への周知	45 P42	
1) 家庭における男女共同参画の推進	①男性の家事・子育て等への意識啓発及び参加促進	46 P44
	②男性の育児・介護休業取得促進	47 P44
	③保育・育児サービスの充実等	48 P44
	④介護サービス等の充実	49 P44
	⑤社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発(家庭)	50 P44
2) 地域における男女共同参画の推進	①社会制度・慣習等の見直しに向けた意識啓発(地域)	51 P45
	②地域連絡会との連携及び支援充実	52 P45
	③様々な地域活動への参加促進	53 P45
	④防災・復興における男女共同参画の推進	54 P45
3) 職場等における男女共同参画の推進	①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	55 P46
	②法制度等の周知	56 P46
	③就業規則の作成・周知義務の広報	57 P46
	④企業におけるポジティブ・アクション等の取り組み促進	58 P46
	⑤庁内における女性登用の推進及び職域の拡大	59 P46
	⑥女性登用促進のための支援	60 P46
1) 就労支援の充実	①各種講座・講習会の開催及び案内充実	61 P47
	②ハローワークとの連携強化	62 P47
	③ひとり親家庭の自立促進	63 P47
	④非正規雇用の正社員への転換支援	64 P48
2) 政策・意思決定の場やその過程への男女共同参画の推進	①各種審議会等への女性委員登用促進	65 P48
	②人材バンク情報の提供	66 P48
3) 女性リーダー育成支援の充実	①女性リーダー育成のための研修機会の確保	67 P48
	②女性団体の活動支援	68 P48
	③女性起業家への支援	69 P49